

令和3年度屋久島世界遺産地域連絡会議(第2回)・

世界遺産管理計画改定作業部会(第3回)

合同会議 議事録

日時：令和4年2月24日(木) 13:30～16:00

場所：WEB会議

田丸調整官：ただ今より、「令和3年度 第2回屋久島世界遺産地域連絡会議・第3回世界遺産管理計画改定作業部会合同会議」を開会いたします。皆様におかれましては、ご多用の中、ご出席いただきありがとうございます。司会を務めます九州森林管理局計画課の田丸でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、開会にあたりまして、九州森林管理局長の小島から一言ご挨拶申し上げます。

小島九州森林管理局長：開会にあたりまして事務局を代表してご挨拶申し上げます。まず関係機関、有識者の皆様方におかれましては、本日は年度末に向かうご多用の中、第2回屋久島世界遺産地域連絡会議にご参加いただきまして誠にありがとうございます。また、常日頃は森林管理局、とりわけ屋久島の国有林の管理計画について大変深いご理解とご協力をいただいておりますことに対し、この場をおかりして厚く御礼を申し上げます。

本日は、世界遺産管理計画改定作業部会との合同会議ということで開催させていただきました。本来であれば委員の皆様に対面でお集まりいただき活発なご議論をいただきたいところですが、新型コロナウイルスの感染拡大が収まらないということでこのようなウェブ形式での開催とさせていただきました。ただ、本日の会議におきましては世界遺産管理計画の改定についてという非常に重要な議題もございますので、ぜひ活発なご議論をお願いしたいと思います。

ご案内のとおりSDGs、あるいは2050年のカーボンニュートラル、またウィズコロナという社会の中で、社会経済は大きな変革の時期を迎えています。こうした中であって、屋久島憲章の中にもありますように屋久島の価値と役割を正しく捉え、将来に向けて屋久島の価値を損なうことなく伝えていくことともに、こうした自然を活用して屋久島の発展に努めていくということが非常に重要になっていると思っています。

こうした取組みは屋久島のみならず、これからの日本社会あるいは世界に対して一つの地域のあり方を示すものにもなっていくのではないかと思います。そうした意味で、

今般の管理計画の改定は非常に重要なものになってくるのではないかと考えています。

本日の議事につきましては、今年度の事業実績、来年度の事業計画、関連する協議会・検討会について情報共有を行った後、第3回世界遺産改定作業部会に移行して、世界遺産地域管理計画の改定についてご議論していただくこととなっております。

先日開催された地域連絡会議の作業部会では、地元の関係者の方々から島の歴史や環境教育、県民生活などに関する多くのご意見をいただいたと聞いています。当局としても関係機関と連携し、よりよい計画の策定に向けて皆様方と一緒に取り組んでまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

本日は限られた時間ではございますが、有意義で活発な議論がされますようお願い申し上げます。冒頭に当たっての挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

田丸調整官：ありがとうございます。本日の出席者の紹介については時間の都合上、お手元に配布している出席者名簿で紹介に代えさせていただきます。今回の資料をお配りしていますが、この中に変更点がありますのでお知らせさせていただきます。名簿の中で屋久島町議会議長は高橋さんではなく石田尾茂樹さんに変更願います。また、今回の出席者の中で鹿児島県の宮澤課長は欠席ではなく出席となりますオブザーバー参加の福元さんは今回は欠席となります。

早速ですが議事に入ります。議題（1）及び（2）については先日開催された科学委員会に各機関のモニタリング調査のみ報告して意見をうかがったところですが、細かい実績と次年度の計画について今回の資料の中に含まれています。それでは議題（1）令和3年度の事業実績について各機関から説明をお願いします。まず環境省から資料1-1-1の説明をお願いします。

丸之内企画官：資料1-1-1をご覧ください。環境省の取組みとしては資料1-1-1にNo. 1～No. 23の取組みがありますが、代表的なものとしてはp1にある世界遺産地域科学委員会及び地域連絡会議等の運営を行いました。来年度以降に予定している管理計画・モニタリング計画改定に向けた整理の実施を行っています。

次に、屋久島世界自然遺産・国立公園の山岳部における利用のあり方検討会を開催し、平成28年度以降に検討を進めていた山岳部における適正利用のビジョンをとりまとめ、

今年度末にビジョンを策定予定です。

No. 21 の取組みになりますが、屋久島国立公園内直轄施設適正利用検討業務として、10年前に整備した新高塚小屋にある TSS トイレの土壌処理方式の有効性調査を改めて行い、今後の維持管理に向けた検討を行いました。

田丸調整官:ありがとうございました。それでは九州森林管理局から、資料1-1-2、資料1-2-2に基づき令和3年度の実績について説明します。

1番目の保護林整備・保全対策事業は平成3年度については東部地域で垂直方向の植生モニタリングを実施しています。これは5年毎の調査です。また、高層湿原保全対策検討会を11月に実施しています。それから、気候変動の影響のモニタリング調査を実施しました。ヤクスギの樹勢診断については川上杉で新たな樹木で実施しました。

2番目の巡視事業は、職員による巡視をゴールデンウィーク期間中や夏休み中に実施しています。

4番目の自然休養林の利用に係る基礎的なデータの収集は、ヤクスギランドや白谷雲水峡において利用者数の整理・把握を行いました。また、自然休養林内の危険木調査や危険木処理を行いました。

5番目の地域連携推進対策事業は、森林保護員GSSによって年間を通して間断のない巡視を行っています。それから盗採・盗掘・樹木損傷等の通報も行っていきます。

6番目の普及啓発事業として広報紙「洋上アルプス」の発行やホームページの随時更新等を行っています。

7番目のヤクタネゴヨウ保全対策は、マツ枯れ防止対策連絡協議会を12月に開催しました。また、松くい虫が発生した場合の被害未然防止対策も実施しています。

9番目の野生鳥獣との共存に向けた生息環境等整備事業は、森林生態系の管理目標に関する現状の把握・評価を行うとともに、保護・再生方策、ヤクシカの個体数調整方策等を含むヤクシカ被害に関する総合的な対策もあわせて実施しています。それから、植生保護柵の維持管理も職員実行で行っています。

11番目の屋久島署管内国有林における外来種対策の取組みについては、アブラガリの駆除をしています。

12番目の世界自然遺産地域の森林生態系における気候変動の影響のモニタリング等事業では、モニタリング調査を実施しています。

九州森林管理局からは以上です。続いて鹿児島県から説明をお願いします。

宮澤自然保護課長：鹿児島県の取組みについては各部局からかいつまんで説明します。

資料1-1-3をご覧ください。1番目の屋久島環境文化村整備推進事業は屋久島町が事務局をされている山岳部保全利用協議会と一緒に保全対策を実施しています。

2番目の自然保護推進員は2名設置し、自然保護思想の高揚等を図っています。

3番目の屋久島環境文化村構想の推進では、環境文化村センター、研修センターの管理・運営と施設の修繕といった整備を行っています。

4番目の希少野生動植物保護対策事業は、屋久島関係で14種の指定による保護を行っていて、その普及啓発活動、また希少野生動植物保護推進員を設置して屋久島には4名の方が在住されています。そういったことで対応しています。

5番目の特定鳥獣総合管理対策推進事業は、ヤクシカについて指定管理鳥獣捕獲等事業の実施計画策定のための検討委員会を開催し、それから事業の実施ということで生息状況調査を含めて対策しているところです。

駒壽観光地づくり係長：県の観光課の事業は6番目～8番目です。6番目の観光施設管理事業については、屋久島町に委託してトイレの管理、避難小屋の清掃、登山歩道の維持管理等を行ったところです。

7番目の登山歩道整備事業については、環境省の直轄施行委任事業によって大王杉周辺の迂回路として木造デッキを整備して完成したところです。

8番目の避難小屋修繕事業については、鹿之沢避難小屋を県の単独事業として内部及び入口扉の修繕工事を行ったところです。

田中主幹：屋久島事務所は10番目の観光客の分散化ということで、屋久島の新たな魅力再発見・発進事業として里地の観光振興をメインとした事業を行っています。里地の観光地調査と観光客へのアンケート調査を行って掘り起こし、モデルルートを確定して里地の魅力発信のための動画をつくって3月に配信を予定しています。また、農林水産業と観光の連携ということで研修会等を1月に実施しています。鹿児島県からは以上です。

田丸調整官：ありがとうございます。続いて、屋久島町から資料1-1-4の説明をお

願います。

羽生地域振興係長：エコツーリズム推進事業と協力金の事業について簡単に説明します。エコツーリズムの推進については全体構想の策定をメインに本年度の事業を行っていますが、8月、10月、2月に町内で感染の広がりがあったことから現在まだ策定部会の協議は終了していません。

協力金については、コロナ禍においても例年どおりの事業を進めています。令和3年度は特に屋久島警察署からの提案で位置情報をスマホで取得するようなカード型の案内を無料で配布しているところです。

4番目のウミガメ保護監視業務については、鹿児島県の補助金も活用しながら町の単独財源も使って各海岸に監視員を配置しています。

6番目のユネスコエコパークの取組みは、九州にある3つのユネスコエコパークで共同で「ユネスコエコパークフェア」を福岡で開催する準備をしていたのですが、今年に入ってから全国的なコロナの広がりもあって中止になりました。パネルや紹介映像のみの展示を行っています。

7番目の世界自然遺産地域ネットワーク協議会は屋久島町が事務局をしていますが、昨年7月に奄美大島、徳之島、沖縄東北部及び西表の新規登録がありましたので、関係市町村に本協議会への加入の呼びかけをしたところです。説明は以上です。

田丸調整官：ありがとうございました。続いて環境文化財団から説明をお願いします。

高良事務局長：資料1-2-1を使って説明します。1の環境学習には5項目ありますが、自然文化体験事業として屋久島の自然環境等について町内外の方を対象に各種のセミナーを実施しています。また、研修センターで小中高、大学の方などを受け入れ研修を実施しています。また、学校関係では屋久島高校や島内の小中学校に出向いて環境学習を実施しています。屋久島研究講座として、屋久島に関係する研究者等の講演会を実施しています。

2番目の環境形成では、環境保全活動支援事業として関係機関と連携してマナー指導、マナーガイドブックの作成と配布等を実施しています。また、エコツーリズム支援事業としてツアーガイドのためのガイドセミナーを実施しています。うみがめ保護対策事業では

海辺の清掃活動や遮光林の維持管理を実施しています。

4番目の屋久島地域づくり支援の中の里のエコツアー推進事業にはかなり力を入れていますが、当財団は推進協議会の事務局を担っており、集落と連携しながら歴史や文化、自然を知るための里めぐりを実施しています。

6番目の中核施設管理運営では、中核施設である村センターと研修センターについて県から管理運営を受託し、これらの施設で自然・文化の総合的な情報提供や環境学習を実施しています。以上です。

田丸調整官：ありがとうございました。続いて観光協会から資料1-2-2の説明をお願いします。

事務局（日林協）：まだ移動中かもしれませんので、順番を次にさせていただいたほうがよいかもれません。

田丸調整官：わかりました。では、屋久島観光協会ガイド部会から資料1-2-3について説明をお願いします。

中馬ガイド部会長：令和3年度の事業実績としては、1～4は県や町からの委託事業として観光施設の維持管理業務などをしていますが、これをなるべく1回のパトロールでできるように組み合わせた概要になっています。主に3ルートでやっていて、1年に44回実施しました。それ以外には積雪時や台風後の倒木処理などで登山道整備を4日ほどやっています。以上です。

田丸調整官：ありがとうございました。続いて観光協会から説明をお願いします。

西川事務局長：資料1-2-2の1～6は国・県・町の委託を受けガイド部会の協力をいただいて登山道・トラック道の点検、軽微な補修、及び山岳トイレの清掃・維持管理、携帯トイレの意識調査に取り組んでいます。

7の普及啓発では、安全安心な自然体験等を提供するために協力金の啓発活動及び収納業務に取り組んでいます。

8の普及啓発では携帯トイレの持参を積極的に推進し、携帯トイレの販売に取り組んでいます。

9の環境教育ではホームページを活用して会員等へSDGs、環境問題の普及啓発及び旅行会社・団体・学校等に自然体験学習の教育旅行の誘致活動に取り組んでいます。

10の情報の発信については協会ホームページを活用してフェイスブック・ツイッターを活用し、観光情報や交通情報、山岳登山道等の状況を発信し、観光客の誘致促進に取り組んでいます。また、電話やメールでの問い合わせに対して観光パンフレットの普及啓発に取り組んでいます。以上です。

田丸調整官：ありがとうございます。続いて屋久島レクリエーションの森保護管理協議会から説明をお願いします。

日高（美）レク森協議会：令和3年度はコロナの関係で事業をだいぶ縮小しているのですが、その中でも実施できた部分を紹介します。まず7月に、白谷避難小屋に事務局と無線で交信できるような設備を設置しました。

2の安全対策1として、新型コロナウイルス感染症予防対策として両地区管理棟に飛沫防止フィルム等を設置しました。

3の安全対策2として、両地区園内の職員による巡視を毎年行っています。歩道等の安全点検、並びにその結果を日誌に記載しています。

4の安全対策3として危険箇所の明示ですが、危険木等のあるところの現地及び案内板等に黄色いテープを張って危険場所を明示したり、入口でも注意喚起を行っています。

5の安全対策4では、危険木・倒木発生時の措置として、台風等により倒木等が発生していますが、特に4月30日に白谷雲水峡の危険木点検を行いました。去年は雪が多く、その前に台風の接近による倒木等があつてその処理が進んでいなかった関係もあつて35箇所を林業技術者に委託して処理しました。なお、危険木・倒木に限らず落木も多数あり、沢の中に落ちているところも3箇所ほどあつたので処理を進めたところです。

6の安全対策5の両地区入口で防犯カメラの作動は平成28年1月から行っていますが、この目的の1つは防犯対策、2つは遭難時の救助対策で、いずれの効果も発揮しています。

7の安全対策6は傷病者救助対策としてAEDを両地区管理棟と白谷避難小屋に常設しています。

8の安全対策7はレク森内各施設間の連絡通信システムの構築です。1の白谷避難小屋の無線設置と重なるところもありますが、レク森の事務局と白谷管理棟の無線は、平成25年11月から種子島地域産業振興協会地域振興用移動基地局通信システムを導入し、すでに繋がっています。その後、令和元年5月の荒川豪雨の際にヤクスギランドに32名様のお客様に加えて3名の登山者の35名が取り残され、その時には電話も携帯も使えなくなりました。そこでヤクスギランドにも無線を設置することになりました。令和3年には避難小屋にも設置し、事務所と両地区、避難小屋の4箇所がすべて無線で交信できるようになりました。

9の安全対策8の災害時非常食の備蓄については、ヤクスギランド森泉、白谷雲水峡管理棟、白谷避難小屋に非常食を常設しています。令和元年9月から各施設に非常食45食、5人が3日いることを想定しています。なお、備蓄水も2リットルを12本常設しています。

10の受益者負担の収受・活用については、英語版などの外国語版リーフレットを配布しました。これはコロナの関係で在庫がたくさんあった関係で配布しました。3年度に印刷したリーフレットは白谷雲水峡の日本語版のみです。

その他特記すべき事項として、3年間実施していなかった屋久島自然休養林活性化検討会を3月23日に開催する予定です。屋久島山岳部保全利用協議会及び屋久島町エコツーリズム推進協議会との連携については、世界自然屋久島山岳部環境保全協力金の直接収受はしていませんが「観光協会等に納めてください。」とお願いして声かけをしています。また、窓口で携帯トイレ普及の推進をしています。両地区に仮設トイレを設置。これは洋式です。白谷雲水峡のトイレは元々和式だったので、仮設トイレを利用される人が多いようです。それから、事務所を屋久島町中央公民館の解体に伴い屋久島離島開発総合センターに移転しました。移転したことにより、中央公民館につけていたアンテナも総合センター屋上に移設しました。以上が3年度の実績です。

田丸調整官：次の議題に移ります。議題（2）令和4年度の主な事業計画について各機関から説明をお願いします。環境省から資料2-1-1の説明をお願いします。

丸之内企画官：環境省から説明させていただきます。資料2-1-1をご覧ください。環境省は1～22の取組みを実施しています。特に報告させていただくものとして、1番目

の屋久島世界遺産地域科学委員会・地域連絡会議等運営ということで今年度に引き続き管理計画・モニタリング計画改定に向けた整理を実施し、モニタリング計画の評価を実施する予定です。

4番目の屋久島登山道整備業務として、宮之浦岳縄文杉線について今年度まで設計を行っていましたが、淀川登山口～平石岩屋の環境省直轄区間のうち、翁岳の鞍部から宮之浦岳までの区間の中で侵食防止工事を実施する予定です。

20番目の屋久島マナービデオ改定業務については現在、高速船やフェリーなどで関係機関のご協力により放映している「屋久島マナービデオ」が最初の作成から20年近く経過しているため、改めて全面改定する予定です。こちらは船舶での上映のほか環境省YouTube、また世界遺産センターのホームページを改修しますのでそちらに掲載し、交通機関だけでなく島内外でスマホなどで確認できるような状況にしていく予定です。環境省からは以上です。

田丸調整官：ありがとうございました。九州森林管理局から説明します。資料2-1-2の1番目～12番目となりますが、前年度と違いのあるところだけ説明します。1番目の生態系モニタリング調査は屋久島中央部で垂直方向の植生モニタリング調査を実施します。また、高層湿原保全対策検討会を11月に行う予定です。気候変動の影響のモニタリング調査も引き続き実施します。ヤクスギ樹勢診断は、八本杉で樹木医による診断を行う予定です。巡視事業や普及啓発事業についても引き続き実施していきます。

続いて鹿児島県から資料2-1-3の説明をお願いします。

宮澤自然保護課長：資料2-1-3の1～5は今年度と基本的には同じです。3の屋久島文化村構想の推進については中核施設の整備、修繕に関しては来年度の整備箇所を記載しています。

駒壽観光地づくり係長：観光課の事業は6、7です。6の観光施設管理事業については今年度と同様の内容です。7の登山歩道整備事業については、環境省からの直轄施行委任事業を来年度も受けて大株歩道入口～平石岩屋の区間において新たに測量設計委託を実施する予定です。

宮澤自然保護課長：鹿児島県からは以上です。

田丸調整官：ありがとうございました。続いて屋久島町から資料2-1-4の説明をお願いします。

羽生地域振興係長：2のエコツーリズム推進事業については今年度に引き続き全体構想の策定に向けて、国への申請まで行けるのではないかと考えていますのでそれに向けて取り組みます。

3の協力の事業については、来週3月1日より荒川線の通行規制が始まりますので、令和3年度同様、コロナ禍も考慮して定員55人のバスを44人の乗車で運行したいと思っています。

それから資料に書くのを忘れていますが、令和5年の30周年に向けた準備として令和4年度に関係機関あるいは関係者に知恵をお借りしながら屋久島として30周年をどうしていくか検討したいと思っています。

また、世界遺産の同級生でもある白神山地よりお誘いいただき、令和4年度にイベントとしてマグネット式のノベルティグッズの製作や配布をしたり、白神山地や屋久島を訪れた方には抽選で特産品プレゼントといったことも考えています。以上です。

田丸調整官：ありがとうございます。続きまして環境文化財団から資料2-2-1について説明をお願いします。

高良事務局長：先ほど実績として説明した1～6ですが、実施する内容としてはおおむね今年度と同様の内容を計画しています。以上です。

田丸調整官：ありがとうございます。続いて観光協会から資料2-2-2について説明をお願いします。

西川事務局長：令和4年度も3年度と同様、国、県、町の委託事業を受けてガイド部会の協力をいただきながら事業に取り組んでいきたいと考えています。

田丸調整官：ありがとうございます。続いてガイド部会から資料 2-2-3 の説明をお願いします。

中馬ガイド部会長：今年度と同様に観光協会が受託した登山道施設や登山道の維持管理業務を来年度も効率よく 1 回のパトロールで複数の事業をこなせるよう、年 44 回実施していきます。

田丸調整官：ありがとうございます。レク森協議会から資料 2-2-4 について説明をお願いします。

日高（美）レク森協議会：令和 3 年度にはなかった事業を紹介します。コロナが落ち着いたとして、白谷避難小屋の床の改修を行います。今は北側寝室 2 階の床が腐食して危ない状態で、テープで貼って使用できないようにしてあります。何年か前から改修する予定でしたがコロナ禍のためにできませんでしたので、4 年度に実施したいと思います。

2 として、白谷はミニ水力発電で電気を起こしていますが、管理棟やトイレ等で使用する電気は水力発電で基本的には賄っています。この発電機用の導水管延長工事を予定しています。

12 のソフト対策では、小学生の家族を対象とした森林教室の実施、小中学生への作文募集・審査・展示・ホームページでの応募作品紹介と審査発表を 3 年度にはできませんでしたので 4 年度には実施する予定です。それから白谷橋下橋台に「増水時コース危険水位表示板」を設置する予定です。

13 のサポーターとの共同ボランティア活動の実施は令和 3 年度も計画していましたが、コロナ禍で中止になりました。4 年度も計画しています。それから職員の救命処置研修を令和 4 年度には復活させます。以上です。

田丸調整官：ありがとうございました。続いて、議題（3）関連する協議会・検討会等の情報共有に関して各機関から説明をお願いします。まず資料 3-1 について環境省から説明をお願いします。

丸之内企画官：資料 3-1 をご覧ください。屋久島自然遺産・国立公園の山岳部適正利

用ビジョンについてです。平成 28 年度以降、屋久島における世界自然遺産地域・国立公園の山岳部の自然環境を保全するとともに、利用者に屋久島らしい質の高い利用体験を提供するための目標を定めるために、山岳部における施設の整備、維持管理、利用者管理等の検討を進めてきました。平成 28 年度～令和 3 年度に合計 21 回の作業部会、検討会を開催し、昨年 9 月の第 2 回検討会において検討作業を終えたところです。近日中に行政機関に最終の照会をさせていただき、年度末にビジョンを策定します。

参考として、まだ整理中のものではありませんが A 3 の見開きで「山岳部ビジョン」の概要版をお配りしています。こちらは初めて訪れる人や屋久島の山を楽しみたい人に向けて、こういったものを定めていますということを伝える概要版として作成していますので、今後は各所で配布して周知できるようにしていく予定です。現在改修を進めている世界遺産センターのホームページの中にも山の利用に特化したページを設ける予定ですので、そちらにも「山岳部ビジョン」を掲載する予定です。

田丸調整官：ありがとうございます。続いて資料 3-2、3-3 について屋久島町から説明をお願いします。

泊観光まちづくり課長：屋久島山岳部保全利用協議会について 2 つの資料を提出しています。資料 3-2-1 は令和 3 年荒川登山バス運行等実績として荒川登山バス、貸し切りバス、タクシーの実績を示しています。全体としてはコロナ禍の影響による減少が見られるところです。令和 2 年には GoTo トラベルの利用者があった一方で令和 3 年にはそれらがなかったことも影響しています。バス事業者にはマスク着用と手指消毒のお願いのほか、定員 55 名に対して 44 名を上限として運行しました。貸し切りバスは令和 2 年より若干増加していますが、修学旅行やバスツアーが増えたことが要因と考えられます。

次に資料 3-2-2 をご覧ください。協力金の収入状況と山岳部トイレのし尿搬出状況の 5 年間の推移を示しています。どちらも令和 3 年 12 月までの数値であり、本年度の確定値ではありませんのでご注意ください。協力金については年度収入額として色で分けられています。

続いて、屋久島町エコツーリズム推進協議会について資料 3-3 に令和 3 年度事業報告として 2 月 10 日までの実績を示しています。資料の修正をお願いします。3 のエコツーリズム推進全体構想策定部会の第 8 回を令和 4 年 2 月 16 日に予定していましたが、町内の

感染状況により延期としています。6のガイド登録認定制度検討部会の第1回も延期としています。現在、3月に開催できないか日程を調整中です。

内容としては、全体構想策定に向けた取組みとして策定部会で作業を進めてきましたが、先ほど説明がありましたとおりコロナ禍の影響もあり予定どおりに進んでいないところです。延期となった第8回部会において一応の終結を見られると思いますので、その後は総会での承認、国への提出という流れになります。

屋久島学関連については各関係機関の協力のもと、試験用の問題を追加作成しています。今回の追加により保有問題数はおよそ210問となりましたので、年1回の試験実施に向けて今後も取り組んでいきます。また、本年度の試験については2月4日に実施し、受検者6名、全員合格という結果になりました。

ウミガメ保護利用専門部会は、令和2年に続き観察会は中止となりました。全体構想にも関わりますが、エコツアー傘下の部会による新体制での観察会ができていませんので、特定自然観光資源の指定を後付けで全体構想策定を進めていく方向で進んでいます。以上です。

田丸調整官：ありがとうございました。議題（1）～（3）の説明が終わりましたが、ご質問、ご意見等があればお願いします。

土屋アドバイザー：山岳部の利用のあり方検討会での議論で、最後に残ったことの一つに携帯トイレも含めてトイレをこれからどうしていくのかということがありますが、報告書の段階では間に合わなかったこととして新高塚小屋のTSSトイレと大株歩道入口のトイレの調査をやる予定があるということだったので、その結果を待って全体のことを考えるべきという結論でした。今日の報告では、事業実績として新高塚小屋のトイレについての調査を行い、それに基づいて事業を行うということでした。簡単で結構ですが、トイレの調査結果について教えていただきたいことと、鹿児島県の観光課だと思いますが来年度の事業計画に大株歩道入口トイレがこれからも存続できるか、そのためにはどのくらいの予算や作業が必要か調査するということでしたが、その予算はつかなかったのでしょうか。来年度以降の見通しはいかがでしょう。

田丸調整官：ありがとうございます。それでは環境省から回答をお願いします。

丸之内企画官：環境省では今年度、新高塚小屋の TSS トイレの不具合について調査を行いました。不具合というのは、処理が追いつかずに止まってしまったり、物理的に詰まるということがありましたので、物理的な詰まりは別として土壌処理槽での不具合が何に起因するか調べた結果、現在は土を掘り返すところまでは進めていませんが、各浄化槽の水質の調査結果から配管内に水の浸入があり、土壌処理槽が本来の機能を 100% 発揮できない状況がわかりましたので、来年度以降は水の浸入箇所の把握など予算次第ですが 100% に近い形で機能が発揮できるような形での修繕を予定しています。

田丸調整官：よろしいでしょうか。

土屋アドバイザー：環境省の調査については分かりました。県のほうはいかがでしょうか。

宮澤自然保護課長：県の観光課が席を外していますので、戻ったら回答するというところでよろしいでしょうか。

土屋アドバイザー：分かりました。

田丸調整官：ほかにはございますか。

河邊計画課長：山岳部保全利用協議会に確認ですが、資料 3-2-1 を見ると荒川登山バスは本数・人数ともに減っていますが貸し切りバスは結構増えていてトータルではプラスになっているように思いますが、その辺を確認させていただきたいと思います。

泊観光まちづくり課長：貸し切りバスについては団体教育旅行等が増えたといった要因で若干増えているのですが、荒川登山バスと貸し切りバスを比較するとそれほど差異はないように思っています。

田丸調整官：ありがとうございます。ここで 10 分ほど休憩を取ります。

(休憩)

田丸調整官：再開します。議題（４）管理計画の改定についてに移ります。ここからは世界遺産管理計画改定作業部会の座長である日高副町長に進行をお願いします。

日高（豊）副町長：今回の世界遺産管理計画改定作業部会は地域連絡会議との合同会議ということですので、連絡会議の皆さんもどうぞよろしくお願いします。今回の改定については島全体を対象として考えていくところが一番大きなところではないかと思っています。また、遺産地域を守るためには島民が自分ごととして遺産と関わるが必要になるかと思いますので、そういったところもまだ整理しなければいけないところがあるかと思いますが、本日は予定している議題について皆さんの忌憚のないご意見を賜りたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早速、議題に入ります。まず、管理計画改定の検討状況について環境省より説明をお願いします。

伊藤自然保護官：停電しているので、iPad で松永課長から説明させていただきます。

松永国立公園課長：資料４－１は管理計画の改定作業の全体フローです。今日は第３回作業部会と第２回連絡会を合同で開催していますが、作業部会はこれまでに２回開いています。２月１日には科学委員会に検討の方向性を説明してご意見をいただいています。来年度は２回の作業部会を予定しているところです。

資料４－２ではこれまでの検討状況をまとめています。第１回作業部会を昨年１１月に開催しました。この時には立ち上げの会議ということでしたのでこれまでの世界遺産地域の管理状況を共有するとともに、今回の改定の趣旨や進め方について認識の共有を図りました。その場でも、例えば管理計画の改定にあたっては、屋久島には元々「山に同化、海に同化、里に同化」といったフレーズがあったり、「屋久島憲章」というものが世界遺産登録前に定められたりしていますので、そういったものをうまく活用して行ってほしいという意見をいただいています。

１月末には第２回の作業部会を開きました。意見としては、第１回で出た「屋久島憲章」

を盛り込むことについて多数の賛成をいただいています。今回は計画の対象を全島に広げるにあたって遺産地域と緩衝地帯、そしてその周辺のエリアという3区分に分かれることになると思いますが、それぞれの区分毎に管理や保全の基本的な考え方を示していくことが大事ではないかというご意見をいただいています。

2月1日に行われた科学委員会では、その場だけでは十分に意見が出ないということで少し期間を設けることになりましたが、その時に出た意見としては、3区分にゾーニングした時に保護地域以外の森林施業をうまく振興して屋久島の主産業の一つに位置付けていくべきではないか、また木材生産を継続しながら生物多様性を高めていくような施業のあり方を提示できるとよいという意見、ツーリズムの観点では西部林道に公認ガイドはどういった客を連れて行くべきか、環境教育や研究も含めた形でのガイドラインのようなものを考えたほうがいいのかといった意見を研究者からいただいたところです。さらには、山岳部の適正利用にあたっては防災の視点も入れていくべきではないかという意見をいただきました。

後ほどこれらの意見も踏まえた改定の方向性について細かく説明したいと思います、これまでの検討状況についての説明は以上です。

日高（豊）副町長：ありがとうございます。ただいまの環境省からの説明についてご質問があれば御願います。

質問はないようですので、続いて現状の改定案についての説明をお願いします。

松永国立公園課長：資料4-3をご覧ください。これが全体の管理計画の構成と主な改正の方向性です。赤い太枠で囲ったところは1月の部会で意見交換を行ったポイントです。今回は、すでに意見交換したテーマについても報告して追加的なご意見をいただきたいと考えています。また、前回の部会では議論していない部分についても意見交換させていただきたいと思っています。

改訂部会の皆さんは全体の構成について把握されていると思いますが、地域連絡会議の皆さんはこの資料を初めてご覧になると思いますので、少し全体の構成について説明します。「はじめに」の部分はコンセプトを書いています、世界遺産としての普遍的な価値をしっかりと保全していく責務について現行の計画に書かれています。それをしっかりと成り立たせている遺産地域を包含する屋久島全体の考え方を加えるという方向にしています。

そして、「目的」としていたところは「計画の基本的事項」と改めて、対象を屋久島全島に拡大することと、計画の期間の明確化を盛り込む予定です。

「遺産地域の概要」では事実関係についての情報のリバイズを行っていくということで、「管理の基本方針」と「管理の方策」が管理計画のメインに当たる部分ですが、「管理の基本方針」は現行では大きく5つ設定されています。「生態系等の統合的・順応的な管理」「広域的、長期的な管理」「生態系や自然景観の保全を前提とした持続的な利用」「森林と人とのかかわりの歴史を踏まえた管理」「地域との連携・協働」という5項目です。これについて大きく手を入れることは考えていませんが、不足している視点があれば加えていくという方向で修正を考えています。

地域連絡会議や管理計画策定部会では主に持続的な利用の部分、また森と人との関わりの歴史、地域との連携・協働について主体的に議論したいと考えています。例えば「持続的な利用」に関しては「屋久島憲章」やエコツーリズムの推進全体構想をしっかりと位置付けていくという方向で修正を考えています。「森と人との関わりの歴史」については、人と森の関わり方について分厚くしていくとともに、山の神の日や小杉谷の位置付けを記載し、環境文化という考え方も盛り込みたいと思っています。「地域との連携・協働」については、地域だけでなく島外も含めた様々な主体との連携・協働として、地域住民に理解していただくことと関係人口の増大も見据えて島内外の民間企業や観光客などとの関係を深めることについて記載したいと考えています。

「管理の方策」については現行の計画では大きく6つに分かれています。それを少し細分化して7項目にする方向で考えています。(1)の「生態系と自然景観の保全」では生態系と自然景観に分けて項目を立てています。(3)の「関係行政機関の体制」は(6)に移し、(4)の調査研究・モニタリング及び巡視活動を(3)、(5)地域との連携・協働を(4)に、(5)は「民間企業等との連携・協働」とし、(6)は「環境教育」とし、(7)として「情報の発信と普及啓発」を新たに項目立てする構成を考えています。

6は「管理の体制及び計画の実施に関するその他の事項」ということで関係行政機関の体制や科学委員会との関係、地域との協働型の管理体制を整理して盛り込むことを考えています。

資料4-4は改定案のたたき台としていますが、まだほとんど整文されていなくて方向性のみ記載となっています。この計画の改定にあたっては、2年くらいかけて関係行政機関や有識者、地域のいろいろな団体にヒアリングした結果として見直しの視点を抽出し

ています。それをそれぞれの項目に記載しています。それらの見直しの視点と作業部会などで得られた意見を踏まえて項目毎に追記していく方向性を記載しています。

一部、計画の事実関係については修正してあるところもありますが、文章にはまだほとんど手をつけていなくて追記等の方向性に関してご意見をもらっている段階です。

「はじめに」では、世界遺産管理計画の大きなコンセプトとして2つの考え方を記載しようと考えています。現行では世界遺産の普遍的価値の保全に関わる管理者の責務しか書かれていませんが、それを成り立たせている屋久島ならではの考え方を書き込む方向で考えています。「屋久島憲章」で定めている考え方がそのベースになると思いますので、屋久島が近世森林の保全と活用で人々が苦しみ葛藤した島であり、地球的テーマそのものであることや、資産の価値を高めながら活用していくといったエッセンスをうまく抽出していきたいと考えています。

2 ページ目の計画の基本的事項では、計画の対象を全島に拡大すること、観光管理や環境教育、情報発信・普及啓発は遺産地域だけで成り立つものではなく、島全体でそれぞれに重要な場所があり、それぞれがいかに取組みを進めていくかということが大事になると思いますので、生態系や景観が遺産地域だけで成り立つものではないのと同様に島全体で取組みを進めていく必要があることを盛り込みたいと考えています。

計画の期間は10年程度と設定したいと思います。

p3～p10 は事実関係のリバイズですので割愛します。

p11 の4の管理の基本方針をご覧ください。冒頭の「管理の目標」では屋久島全体を計画の対象にするということで遺産地域、緩衝地帯、その周辺地域の3区分に分けることとなりますので、それぞれについての管理や保全の基本的な考え方を示したいと思います。主に周辺地域においては林業をうまく振興し、屋久島における主産業の一つであることともに生物多様性を高めていけるような施業のあり方について言及できればと思っています。

(2) 管理の状況については、並行して管理状況を評価するプロセスを始めていますので、その中で現状をしっかりと評価し、課題や成果も含めて管理状況を記載したいと思っています。P13 の「広域的、長期的な管理」では全島を対象にすることを踏まえて記載していきます。

p14 のウの「生態系や自然景観の保全を前提とした持続可能な利用」については、現行の計画は10年前につくったもので、縄文杉の利用も年間9万人が訪れてかなり混雑していたことを踏まえた計画になっているのですが、時代が変化しているので各論の縄文杉か

ら入るのではなく、屋久島憲章や屋久島町エコツーリズム推進全体構想の考え方を取り込む中で一つの事例として縄文杉のことも盛り込んでいきたいと思えます。

p15 のエの「森林と人とのかかわりの歴史を踏まえた管理」については、屋久島における人と森の歴史をしっかりと書き込むべきではないかという意見を作業部会でいただいています。さらには、その象徴的なものである山の神の日や小杉谷の位置付けを記載していきたいと考えています。世界遺産登録前から議論されていた環境文化という考え方も改めて盛り込む方向で考えています。

p16 のオの「地域やさまざまな主体との連携・協働」については、遺産地域の管理に直接的に関わっていない一般住民への情報発信や理解の促進を図っていくといったことを記載したいと考えています。管理に関わっている人たちだけの世界遺産ではないということをしかり意識するということ、島内外の民間企業や観光客といった接点のない方あるいは接点が薄い方とも関係を深めて屋久島の応援団になってもらうことの重要性についても記載したいと思っています。

P17 の5の「管理の方策」以降は、自然科学の部分は科学委員会にも意見を求めているところなので割愛します。

p22 の(2)「自然の適正な利用」は前回の作業部会ではお示ししなかった部分ですので、ご意見があればうかがいたいと思っています。記載の方向性として、山岳部の利用に関してはこの管理計画の下部の計画として屋久島山岳部適正利用ビジョンをしかり位置付けていきたいと思っています。この管理計画の基本的な考え方と適正利用ビジョンの趣旨は同じであり、適正利用ビジョンは足かけ6年でつくりあげたものですので必要なワードなどはそちらから引っ張ってきたいと思っています。観光客が将来大きく変動する可能性も踏まえて、空港の今後の拡張なども含めて自然環境を損なわない持続可能な観光を目指すということ、保護と利用の好循環を実現していくためにも多様な観光客をターゲットとし、受け身の誘客ではなく閑散期にどう利用してもらうかといったことも含めて適切な情報発信を行い、戦略的な計画を立てて観光推進を図っていくことが大事ではないかといった内容を盛り込めればと思います。

持続可能な観光の推進と質の高い利用の提供にあたっては、屋久島公認ガイドが大きな役割と責務を担っていることを踏まえて官民による連携・協働体制の構築を図っていく、今の体制をより拡充していくことを盛り込めればと思います。

以下は、利用の適正化や主要な登山道の利用方針などの個別の話になります。利用の適

正化については、これまでにマイカー規制や公認ガイド制度、保全協力金制度などさまざまな実績と成果がありますのでそれらについて記載したいと思います。縄文杉については少し偏った書き方になっているので、一つの例示として位置付けたいと考えています。利用の適正化については適正利用ビジョンとかなり重複する部分がありますので、そこから必要な文章を引用したいと思っています。例えば、体験の質の向上や適正で安全な利用法に誘導していくといったことや利用体験ランクの設定などを盛り込めればと考えています。

西部地域では平成 11 年に一周道路の整備のあり方に関する提言がありますので、そういうものに準拠して記載したいと考えています。

施設整備と管理に関しても山岳部の適正利用ビジョンで整備や管理について整理していますので、その部分から関連する記載を引きたいと思っています。

オのエコツーリズムの推進に関しては、策定間近の屋久島町エコツーリズム推進全体構想を位置付ける予定です。

p29 の（４）地域との連携・協業については、住民への情報発信と理解促進について記載することと、具体的に一般住民が参加できるような取組みがないことは問題だと思しますので、具体的な取組みに住民も関与できるような仕掛けづくりについて記載できればと思っています。さらに協働の場としては、地域社会と研究者が一緒に学びながら地域に貢献していく場として屋久島学ソサエティが約 10 年前に設立されていますので、それは屋久島にしかない先進的な取組みです。引き続き取組みを拡充していくことというような書きぶりができればと考えています。

（５）民間企業等との連携・協働では、島内外の民間企業や観光客に屋久島の応援団になってもらうような働きかけができればという内容を記載したいと考えています。

（６）環境教育に関しては、本年度から新たに地域連絡会議に文化財団に参加してもらっています。これまでは鹿児島県を通して連携するような取組みが多かったのですが、直接管理に関わっている財団についても記載したいと考えています。また、単発的な体験やセミナーだけでなく体系的な環境教育を推進していくことが重要という意見をいただいていますので、そういう記載を加えたいと考えています。

（７）情報の発信と普及啓発として新たに項目を立てましたが、SNSなどでもいろいろな情報が発信されていますのでしっかり情報を発信していくことが重要だと考えています。関係行政機関で統一的な情報発信を積極的に行っていくことに加え、行政だけでは限界がありますので民間事業者等とも連携して多角的な情報発信を行っていくことを記載で

できればと思います。また、観光利用におけるルールやマナーだけでなく、世界遺産は世界とつながる制度であることを認識し、例えば山岳信仰の歴史や島内電力をほぼ100%水力発電で賄っていることもほとんどの人は知らないで、屋久島の自然と人が共生するスタイルそのものを積極的に発信していくことを記載したいと思います。観光客などと接するのは地域の住民ですので、一人ひとりが情報発信者になり得るということを意識して正確な理解の促進を図ることを記載したいと思います。

P326の管理の体制については、図面も含めて関係行政機関の体制などを示す予定です。説明は以上です。

日高（豊）副町長：ありがとうございます。ただいまの改定案の説明に対してご意見、ご質問があればお願いします。

宮澤自然保護課長：3点、提案したいのですが、まず1つ目に、今の松永課長の説明の中でも「環境文化」を入れるという説明がありましたが、環境文化については世界遺産登録前から懇談会などを実施して環境文化村構想というものを打ち上げ、それに基づいて文化村センターや財団の活動も行われているところです。「屋久島憲章」が島全体に関わる考え方ということで示されていますので、可能であれば同様に「環境文化村構想」も計画の中に入れていただきたいと考えます。場所としては1または4が適切かと思いますが、具体的な書きぶりやどの部分に入れるかということは今後相談させていただければと思います。さまざまな主体が参加するバックグラウンドとして生活の基盤としての自然との関わりということもあるので、もしかしたらオに屋久島憲章や環境文化村構想が入ってもいいように思いますが、これについてはまた相談させていただければと思います。

2点目に、4のエに環境文化について記載することになっていますが、おそらく環境文化というのはもっと広い意味での人と自然との関わりということになると思います。世界遺産の管理計画として遺産地域だけでなく島全体を包含する管理計画にするということなので、環境文化の考え方についてはもう少し広い意味での書きぶりがあるといいのではないかと感じました。

3点目は、情報の発信の重要性については説明の中でも触れられていて、世界遺産としての情報発信も重視されていると考えますが、世界遺産に関わる情報発信施設として屋久島の世界遺産センターや屋久杉自然館、県の文化村センター・研修センターを拠点として

整備しているところですので、こういった拠点の位置付けや役割を計画の中で示すことはいかがでしょうか。ただ、これらに関してはそれぞれの管理主体がありますし、文化村センター等に関しては財団も関係するところなので、どう扱うかということについては今後相談させていただければと思います。以上です。

日高（豊）副町長：ありがとうございます。事務局からただいまのご意見について何かありますか。

松永国立公園課長：ご意見ありがとうございます。参考にさせていただきます。

日高（豊）副町長：環境文化の話は、環境文化村構想も含めて地域づくりの話なので、これまでの管理計画には地域づくりということは含まれていないのでこれまでは出番がなかったのかなと思いますが、今回は全体として人の生活エリアも管理計画の中に含まれるとすれば、環境文化村構想等の基本的な理念はうたっていくべきではないかと私も思いますので、ぜひご検討をお願いします。土屋先生、どうぞ。

土屋アドバイザー：議論に入る前にお聞きすべきだった内容なのですが、資料4-3で全体の目次を示されました。いつ何をやるというのを示されたのですが、点線の部分については「2月24日部会意見交換」、つまり今のことになるのですが、今日の会議の位置付けはどうなっていますか。今回、合同会議ということで、先ほどの松永課長の説明を聞いていても、地域連絡会議のメンバーはこれまでの作業部会の議論を必ずしもよく知らないもので改めて説明するというお断りがあったと思いますが、これまでの作業部会での検討事項についてより高いレベルである地域連絡会議でご意見をいただくという会議だとすると、点線の部分、「自然の適正な利用」というところは作業部会でまだ議論されていない部分があったので、議論が今回で終わりなのかどうか確認したいと思います。

目次の中の点線で囲まれている部分は現行の管理計画ではあまり触れていなかったところなので、今後の計画にはそれもしっかり入れていくということで、山岳部の利用あり方検討会では何年にもわたって検討されてきた部分ではありますが、それについても作業部会などの少し違ったメンバーから意見をいただきたいということもあるし、エコツーリズムの推進についても経緯の説明がほとんどで、中身の説明は今回もあまりなかったので、

実質的な議論ができていないということになると思います。このあたりについては4月に予定されている次の作業部会で検討するものと思っていましたが、そのあたりはどうなっているのですか。

日高（豊）副町長：土屋先生から問合せがありました。本日議論を予定している点線の部分は今日で議論は終わりなのか、次回も含めてこれから検討していくのかということについて、事務局はどういう進め方を考えていますか。

松永国立公園課長：もちろん今日で終わるとは考えていません。議論の時間がなかなか取れていないということもあるので、今回紹介させていただいてご意見があればお願いしたいですし、次回の部会での継続の議論も考えています。

土屋アドバイザー：了解しました。

日高（豊）副町長：ありがとうございます。他にご意見などがあればお願いします。ガイド部会からどうぞ。

中馬ガイド部会長：今の土屋先生の質問とかぶるところがありますが、公認ガイドの役割と責務についてもこの会議で終わるのではなくしっかり別の機会に議論させていただいて、公認ガイドの責務の内容についてはもう少し深く検討していただきたいと思います。

もう一つ、西部地域の利用方針のところ屋久島一周道路の整備のあり方ということが記載されており、「防災対策の観点から自然環境や景観に配慮した災害復旧などに努めることとする。」という記載がありますが、具体的に整備にあたって考える事項などはありますか。

日高（豊）副町長：事務局から回答できますか。

松永国立公園課長：西部地域に関しては我々は整備主体ではありませんが、県のほうでもイメージはないのではないかと思います。

丸之内企画官：屋久島事務所から補足しますが、大きく現状を変更するといったことは把握していませんので、私どもとしては世界遺産地域でもあり、現状維持ということを重視しながら、大きな災害等が生じた場合には世界遺産地域の自然環境保全ということを踏まえて関係機関と調整していくことが重要と考えています。

日高（豊）副町長：西部地域の整備については、平成11年以前から道路改良も含めて意見がずっと出ていましたので、今回の管理計画改定にあたってはもう一度きちんと共通の認識を持った上で書いていったほうがいいのではないかと思いますので、そこは関係機関も含めて一度俎上にあげて意思統一をしていただきたいと思いますので、よろしく願いします。

公認ガイドの件については、今後の自然の適正な利用のところでは、核心部分には公認ガイドを帯同しないと入れないとか、そういうところまでの議論を一度する必要があるのではないかと思いますし、それが地域の経済的な活性化につながる部分もあるかと思うので、そのあたりも一度議論した上で書き込んでいただければと思います。

松永国立公園課長：次回の作業部会でも深掘りして議論できればと思います。

日高（豊）副町長：ありがとうございます。他にご質問、ご意見はありますか。

榎議員：管理の方策について、今日の段階でどのくらい掘り下げていいのか分かりませんが、例えば動物ではサル・シカのモニタリング調査を行っていると思いますが、この記述の中で気になったのは屋久島にはタヌキも相当数います。タヌキについては記述しないでいいのでしょうか。それから、利用の適正化の中でマイカー規制に触れていますが、将来的には白谷雲水狭から小杉谷についてもマイカー規制は考えられないですか。そのあたりは考慮しなくていいのでしょうか。

日高（豊）副町長：ただいまの件について環境省の基本的な考え方はいかがですか。

松永国立公園課長：タヌキについては外来種対策として盛り込まれています。マイカー規制に関しては、どこを対象にしたご意見でしょうか。

日高（豊）副町長：雲水峡から縄文杉ルートということなので、宮之浦～白谷雲水峡までの県道の区域ではないかと思えます。

松永国立公園課長：白谷雲水峡の入口に関しては駐車場もかなり整備されていて、県道自体の2車線化も進んでいるので、かつての縄文杉ルートの荒川線で路上駐車があふれて通行できないという状況に比べると、交通の支障はそれほどないと思っています。見込み客数をどう考えるかということもあるかと思いますが、個人的にはそれほど大きな支障があるとは聞いていませんので、地元の保全協議会などで取り上げられるタイミングで議論になるのかなと思っています。

日高（豊）副町長：よろしいですか。それでは九州森林管理局からどうぞ。

河邊計画課長：5（2）の適正な利用のところで山岳部適正利用ビジョンを位置付けて必要なワードを引用するというので、今後詳細な文章を検討していくことになると思いますが、ビジョンの中に課題や引き続き検討すべき事項がまとめられていたと思います。森林管理局の関係では、管理者不在の歩道の取扱いといったことが主に関係してくるわけですが、ビジョンの中では解決できなかった課題も計画の中に書き込んでいく必要があると思います。

日高（豊）副町長：ありがとうございます。県の観光課から発言をお願いします。

駒壽観光地づくり係長：先ほどの土屋先生からのトイレの調査(注 議事録 p.13～14)についての質問に回答します。大株歩道入口トイレについては、水洗機能を維持するためにはトロッコ軌道を使ったし尿搬出が唯一の方法で、このことから1月中旬に県、環境省、林野庁、町、し尿処理業者も集めてトロッコ軌道の現地調査を行う予定でしたが、コロナ禍によって延期になったところです。まずはトロッコ軌道の現地調査を関係機関で行った上で、改修が必要な箇所について詳細な調査を専門業者に委託したいと考えているところです。トロッコ軌道については国立公園の中でもあり、一部に管理者不在の区間もあって県単独で調査を進めるわけにはいきませんので、関係機関による現地調査を行って現地の

状況について共通の認識を持った上で対応していきたいと思っているところです。

日高（豊）副町長：ありがとうございました。他にご意見、ご質問はありますか。なければ次に進みます。管理計画に基づく具体的取組みについての説明をお願いします。

松永国立公園課長：資料4-6①、②をご覧ください。世界遺産の管理計画はあくまで大枠の枠組みですので、それに基づいて具体的に何をしていくかということが大事だと思っています。今すぐできなくても将来やりたいということも含めてできるだけ管理の方策に盛り込んでいくこともあると思いますし、そういう観点と、令和5年に屋久島が世界遺産に登録されて30年を迎えますので、そういう一つのタイミングに向けて新たなことを始めたり、既存のよい取組みを拡充していくといったきっかけにできればと思いますので、管理計画の改定作業と連動する形で具体的な取組みについて議論しているところです。

例えば資料4-6②には、関係行政機関からいただいている意見をまとめています。例えば地域でしっかりエコツアーを確立していったらどうかとか、山の神の日を山に感謝する日として山には入らずに里で歓迎するような仕掛けをつくってどうかとか、関係機関が連携して環境教育を体系的にやっていったらどうかとか、情報発信についての既存の取組みについての報告もいただいているところです。

資料4-2のp2に、前回の作業部会で議論した時にいただいたご意見として、屋久島は旅行者に対して受け身で受け入れているケースがほとんどだと思いますので、島から発信するプログラムというか、水力発電も含めて水をテーマにしたり、屋久島の地スギを利用した町の本庁舎自体がエコツアーの対象になるのではないかとといったことで、どういう人に来てほしいか、来た人にはこういうストーリーを持ち帰ってもらいたいといった島から発信するプログラムが重要ではないかというご意見をいただいています。また、公認ガイド制度は屋久島の大きな特徴になっているので、制度を西部や里にも拡充してはどうかといったご意見をいただいていますので、これらの意見を踏まえて引き続き作業部会などの議論の場で、町だけでなく関係行政機関、また財団、レク森、観光協会も含めて主体的にアイデア出ししていければと思っていますので、よろしくをお願いします。

日高（豊）副町長：ありがとうございました。ただいまの件についてご意見、ご質問はありますか。

ないようですので、改定作業部会についてはここで終了したいと思います。

本日欠席している長井アドバイザーから文書でご意見をいただいていますので、委員の皆さんには事務局を通して後ほど配布しますのでご一読いただければと思います。それでは、ここで田丸さんにお返しします。

田丸調整官：日高副町長、ありがとうございます。次に議題（5）その他に移ります。1点、情報共有として報告します。

長瀬企画官：九州森林管理局です。くくり罠による小林式誘引捕獲法、シカの捕獲方法について説明させていただきます。この小林式誘引捕獲法は近畿中国森林管理局職員の小林が発案したもので、写真3をご覧くださいと、シカが餌を食べる時には口元周辺に前足を置いて食べる習性を利用し、通常使用しているくくり罠を用いて捕獲する方法です。この誘引捕獲法は餌でシカをおびき寄せて捕獲するため、設置場所を見極める必要もなく、特別な技術が必要としません。また、道路沿いの場所によいところに設置できるため、見回りや止めさし、運搬などが容易になるとの利点もあり、林野庁も推奨しているところです。

通常使用しているくくり罠は写真6にありますが、従来はけもの道に仕掛けるために特別な技術が必要であったり、獲物の通り道を探して設置するため道からは遠くなりがちで、設置後にいつ獲物を通るかは熟練者でないとなかなか分からないといったことがありました。今回説明した小林式では初心者でも楽に獲れるようなものとなっています。

九州森林管理局では、この捕獲技術導入にあたって昨年11月に発案者である小林を招いて現地検討会を、屋久島署保全センター職員のほか環境省屋久島事務所、鹿児島県屋久島事務所、上屋久・下屋久両猟友会の皆さんに参加していただき開催したところです。引き続きこの誘引捕獲法について取り組んでいきますので、よろしくお願いいたします。

田丸調整官：ありがとうございます。この件についてご意見、ご質問があればお願いします。

なければ、本日の議事は終了しましたので、これまでの説明に対して改めてご質問、ご意見があればお願いします。情報共有でも構いませんので、よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

これもちまして本日予定していた議題はすべて終了しました。メンバーを拡大しての第2回目ということで報告事項が多くて恐縮でしたが、世界遺産管理に関する連絡調整や合意形成の場として引き続き議論させていただければと思います。ご協力をよろしくお願いいたします。なお、本日の議事録は事務局よりメール等で皆さんにお送りしますので、ご確認をよろしくお願いいたします。資料とともにホームページ上での公開を予定しています。それでは、閉会にあたりまして九州地方環境事務所、小口次長に閉会の挨拶を願います。

小口次長：今日は世界遺産の地域連絡会議と管理計画の改定作業部会の合同会議ということもあって長い時間になりましたが、忌憚のない活発なご議論をいただきありがとうございます。特に管理計画については今日もいろいろなご意見をいただきましたし、また来年度も引き続き議論しながら進めていきたいと思いますが、ウィズコロナのタイミングとも重なりますし、屋久島が世界遺産に認定されて30周年をにらんで屋久島における世界遺産のあり方、あるいは利用のあり方については地域の皆さんや関係者が一体となって、また来島する人にもアピールしていくことが重要だと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。今日は長時間、ありがとうございました。

田丸調整官：ありがとうございました。それでは、これもちまして第2回地域連絡会議、第3回管理計画改定作業部会合同会議を終了します。ありがとうございました。

(終了)